

事 務 連 絡

平成23年3月14日

各 地方厚生局健康福祉部 御中

厚生労働省社会・援護局

地域福祉課消費生活協同組合業務室

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる緊急特別取扱いについて

標記について、別添のとおり、厚生労働大臣認可の共済事業を実施する消費生活協同組合及び同連合会に対して、事務連絡を発出したのでお知らせする。

別添

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 14 日

各厚生労働大臣認可

消費生活協同組合（連合会） 御中

厚生労働省社会・援護局

地域福祉課消費生活協同組合業務室

平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震にかかる緊急特別取扱いについて

3 月 11 日に発生した平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震により、多数の人的被害、住家被害が生じたことから、共済事業を行う消費生活協同組合及び同連合会については、共済事業規約に関わらず、被災した共済契約者について、下記の緊急特別取扱いを本日より行うことを認める。

なお、後日、報告・届出等の事務手続きを求めることを予定しているが、その詳細については、追って連絡する。

また、被災者に対する共済金等の支払いについては、可能な限りの便宜措置を講ずるとともに、できる限り迅速に行うよう配慮をお願いする。

記

- (1) 共済掛金の払込期間の延長
- (2) 共済契約の継続手続きの猶予期間の延長
- (3) 共済金等の請求に伴う申請書類の一部省略を含む簡素化

以上